

公募公告

福井県が実施するものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成事業に関する事業計画書の提出を求めるもので、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

福井県知事 西川 一誠

1 事業計画書の提出を求める事項

(1) 事業計画書の提出を求める事項の名称

ものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成事業委託業務

(2) 公告業務の内容

別添「ものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成事業募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

2 応募する者に必要な資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または中小企業の共同体
- ②福井県内に事業所を有すること
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ④福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること
- ⑤民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと
- ⑦県税に滞納がないこと

3 提案に必要な手続き

募集要領および各種様式等関係資料の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付期間

平成26年5月9日（金）より応募受付終了まで随時
（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

福井県産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ（県庁4階）

なお、福井県 産業労働部地域産業・技術振興課ホームページからもダウンロードすることができる。

4 事業計画書等の提出手続き

(1) 提出期限

応募受付終了まで

(2) 提出先

福井県産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0374

5 事業計画書の審査

委託事業は、事業内容、実施方法、処遇改善の効果等を総合的に勘案し、予算の範囲内で選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

6 審査結果の通知

選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して通知する。また、選定した事業については、県産業政策課のホームページで公表する。

7 その他

- (1) 提出された事業計画書等は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) この提案に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨とする。
- (4) この公告に掲げるもののほか、この企画提案に関し必要な事項は、募集要領等による。

8 問合せ先

福井県産業労働部 地域産業・技術振興課 産学官連携推進グループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0374 FAX 0776-20-0646